

環境計画

パブリックコメント（市民意見提出手続）を実施します

～第二次富士見市環境基本計画(案)について～

問合せ／環境課 ☎299

市では、かけがえのない地球環境を守り、人と自然が共生できる豊かな生活の創造を目指して、平成12年4月に「環境にやさしい都市宣言」を行い、翌年12月には「富士見市環境基本条例」を制定しました。また、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成15年3月に「富士見市環境基本計画」を策定しました。

計画策定から10年を迎え、今後さらに、環境に関する取り組みを進めるため、環境活動に取り組みされている市民などで構成された富士見市環境基本計画市民策定委員会の協議などを踏まえ、第二次富士見市環境基本計画(案)を策定しました。

この計画(案)に対し、市民の皆さんから意見を募集します。

募集期間

1月7日(月)～2月7日(木)

意見の提出方法／パブリックコメント記入用紙に記入し、郵送・ファックスまたは直接提出してください。

※市ホームページからも用紙の入手と意見の提出ができます。



ふじみ野駅前クリーン事業

計画(案)の閲覧および用紙の配布／市役所本庁舎1階「市政情報コーナー」、環境課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、中央図書館、図書館鶴瀬西分館、市ホームページ

意見の提出先／

- 郵送・持参
〒354-8511 (住所不要)
富士見市役所 環境課
- FAX 049-253-2700
- 市ホームページの専用フォームをご利用ください。

注意点 意見提出の際は、住所・氏名などの記入が必要です。住所・氏名などは公表しませんが、匿名での意見は受け付けません。また、いただいたご意見に個別の回答は行いませんが、検討を終えたときは、ご意見の内容およびご意見に対する市の検討結果とその理由を公表します。

ごみ

スプレー缶、カセットボンベのごみ出しにご注意を!

～分別の徹底と正しい出し方を守りましょう～

問合せ／環境課 ☎049-252-7100

スプレー缶やカセットボンベのごみは、ごみ収集車の火災の原因になります

スプレー缶やカセットボンベを誤ってごみ出しすると、ごみ収集車の火災の原因となり大変危険です。火災を起すすと、収集車だけではなく収集作業員の生命や周辺の住宅などにも被害の及ぶ危険があります。

こうした事故を防ぐためにも、分別の徹底と正しいごみの出し方にご協力をお願いします。

スプレー缶、カセットボンベのごみの出し方

- ① 中身は全部使い切ってから穴をあける。
- ② 資源ごみの収集日に「**びん**」の**カゴ**に出す。

スプレー缶について

スプレー缶の中身(ガス)を残さないために、缶のふたに備わっている中身排出機構(残ガス排出機構)を使いましょう。ガスを抜いたら穴をあけて「**びん**」の**カゴ**に出してください。

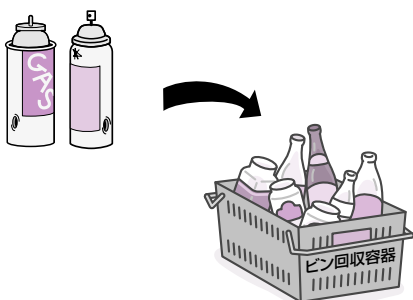
※中身排出機構とは、スプレー缶の中に残ったガスを確実に安全に抜くために工夫された

キャップです。噴射ボタンをそのまま使用するタイプ、キャップやキャップに付いている機構を利用するタイプなど、各メーカーによりさまざまなものがあります。スプレー缶本体や添付の使用説明書に使用方法が記載されていますので、よく読んでご使用ください。

カセットボンベについて

カセットボンベは中身排出機構がついていません。ガスが残っていると「シヤカシヤカ」と音がします。必ず全部使い切ってから、穴をあけて「**びん**」の**カゴ**に出してください。

なお、どうしても使い切れないときはボンベに表示してある販売元または製造元にお問い合わせください。



町会

町会長・副町会長の改選 ～3月31日で任期満了～

問合せ／協働推進課 ☎256

地域と行政を結ぶパイプ役として、各地域でご尽力いただいている町会長・副町会長の任期が、3月31日で満了し、改選となります。

町会長・副町会長制度の概要

町会長および副町会長は非常勤特別職の地方公務員として、よりよい地域づくりと町会内の円滑な運営、また市政にご協力いただくために設置されています。町会長と副町会長は各町会に1人ずつ、それぞれの町会の住民の中から推薦された方を市長が委嘱します。任期は2年です。

町会長・副町会長の主な仕事

- 市に対する町会内住民からの要望などの取りまとめや連絡
- 市から市民への連絡や情報の伝達
- 町会内の円滑な運営のための連絡調整
- 市および公的機関が発行する回覧文書などの取りまとめ、配布
- 日本赤十字社社員増強運動（社資募集）や共同募金、社会福祉協議会会員会費、交通災害共済の取りまとめなど

- 統計調査員・選挙事務協力員・母子保健推進員などの各種委員の推薦
- 防犯大会・防災訓練および研修、交通安全キャンペーンの参加など

推薦の方法

町会長・副町会長の推薦には、町会内の皆さんが参加する会議などで、住民の総意が反映された候補者を推薦していただきます。基本的に次の3つの方法のいずれかで決定するようお願いしています。

①町会内の会議による被推薦者の決定

町会内で開催される班長会などで、地域のために活動してくる方（候補者）を検討し、その検討内容をもとに町会内の会議（推薦会議など）で、被推薦者を決定する。

②立候補による被推薦者の決定

町会内全員から立候補者を募り、町会内住民の総意が反映される方法で被推薦者を決定する。被推薦者を決定する方法は、選挙を行う、または被推薦者を選考する委員会を立ち上げてその委員会で決定するなど、あらかじめ町会内の会議で決めておく。

③推薦委員会などの設置による被推薦者の決定
町会内住民から推薦委員を選び、その推薦委員で構成される会議で、被推薦者を決定する。

※3月31日には、次の各委員も任期が満了し、改選となります。各町会に各種委員の推薦を依頼していますので、ご協力をお願いします。

統計調査員
担当／総務課 ☎25

選挙事務協力員
担当／選挙管理委員会 ☎21

環境施策推進員
担当／環境課 ☎242

母子保健推進員
担当／健康増進センター ☎252-3771

交通安全母の会会員
担当／交通・管理課 ☎433



諏訪二丁目町会の防災訓練のようす

警察

1月10日は『110番の日』 ～110番は緊急通報です～

問合せ／東入間警察署生活安全課 ☎049-269-0110 ☎263



110番は犯罪や事故があったときや、これらの事件などを目撃したときに利用する「緊急通報の専用電話」です！

県警察には、年間約70万件を超える110番通報があります。このうち約2割（約15万件）が緊急性のない各種照会や間違い、いたずらなどの通報です。

これらの110番に適さない通報が、緊急を要する通報への対応を遅らせる原因ともなっています。本当に緊急を要している人をいち早く救うためにも、正しい利用をお願いします。

急を要さない要望・相談・苦情・各種照会の問合せ／
けいさつ総合相談センター
☎9110

☎048-822-9110
メール・ファックス110番

聴覚に障がいのある方または言葉が話せない方が事件や事故にあったとき、携帯電話やパソコンのメールから緊急通報することができます。

メール110番／
<http://saitama110.jp>

ファックス110番／
FAX 0120-264-110



メール110番



上下水道

上下水道に異常があるときに 1・2月の当番店

問合せ／水道課 ☎525 下水道課 ☎427

宅地内で突発的な漏水や下水管のつまりなどが発生した時は、市が指定する下記の当番店または、管工事業協同組合事務所に修理を依頼してください。

※工事店の都合により、当番店が変更することがあります。

※マンション・アパートなどは、管理者へ連絡してください。

1月				2月			
日	曜日	工事店名	電話番号	日	曜日	工事店名	電話番号
1	祝	(有)神保水道	049-253-3515	1	金	(有)中川建設	049-261-0574
		(有)吉見水道	049-251-8387	2	土		
2	水	(有)秋山設備	049-251-5794	3	日	(有)高野水道工業所	049-251-3937
		(有)中川建設	049-261-0574	4	月		
3	木	(有)中川建設	049-261-0574	5	火	(有)篠田設備	049-252-0858
		(有)秋山設備	049-251-5794	6	水		
4	金	(有)齊藤水道工業所	049-251-1363	7	木	岩田工業所	048-472-1026
		(有)篠田設備	049-252-0858	8	金		
5	土	(有)篠田設備	049-252-0858	9	土	(株)三栄工業	049-251-0719
		(有)齊藤水道工業所	049-251-1363	10	日		
6	日	(有)高野水道工業所	049-251-3937	11	祝	(有)齊藤水道工業所	049-251-1363
		(株)三栄工業	049-251-0719	12	火		
7	月	(株)三栄工業	049-251-0719	13	水	(有)三枝鉄工所	049-254-2036
		(有)高野水道工業所	049-251-3937	14	木		
8	火	(有)岡部ポンプ店	049-251-5418	15	金	(有)武井設備	049-258-3525
9	水			16	土		
10	木	(有)細谷管工	049-251-1479	17	日	(株)藤島工業所	049-262-2928
11	金			18	月		
12	土	(有)松崎工業所	049-251-3961	19	火	(有)岡部ポンプ店	049-251-5418
13	日			20	水		
14	祝	協和工業(株)	049-252-2188	21	木	(有)松崎工業所	049-251-3961
15	火			22	金		
16	水	(有)富田設備工業所	049-251-1046	23	土	(有)富田設備工業所	049-251-1046
17	木			24	日		
18	金	(有)三枝鉄工所	049-254-2036	25	月	(有)細谷管工	049-251-1479
19	土			26	火		
20	日	岩田工業所	048-472-1026	27	水	協和工業(株)	049-252-2188
21	月			28	木		
22	火	(有)武井設備	049-258-3525				
23	水						
24	木	(株)藤島工業所	049-262-2928				
25	金						
26	土	(有)吉見水道	049-251-8387				
27	日						
28	月	(有)神保水道	049-253-3515				
29	火						
30	水	(有)秋山設備	049-251-5794				
31	木						

管工事業協同組合事務所
☎049-255-5611
(月～金曜午前9時～午後4時)

介護ベッド用手すりに注意

問合せ／消費者庁 消費者安全課
☎03-3507-9202

介護ベッド用手すり（サイドレールなど）による死亡・重大事故が発生しています。死亡事故の多くは、利用者の首がサイドレールとサイドレールのすき間やベッドボードとサイドレールのすき間に挟み込まれたことによるものです。

危険な部分があるかどうかを確認し、正しい使い方を守り未然に事故を防ぎましょう。

対応策

- クッション材や毛布などですき間を埋める
- すき間を埋める対応品を使用する
- サイドレールなどの全体をカバーや毛布で覆う
- 危険な状態になっていないか、定期的に目視確認を行う



サイドレールとサイドレールのすき間

※詳しくは、消費者庁ホームページをご覧ください。

飼育動物の報告義務化について

問合せ／川越家畜保健衛生所 ☎049-225-4142

一般家庭でも飼育動物（犬、猫、ウサギ、インコなどは除く）の頭羽数の報告が義務化されました。

報告が必要な動物（1頭羽から）／牛、水牛、馬、豚、ミニ豚、いのしし、めん羊、山羊、鹿、鶏、うずら、あひる、アイガモ、キジ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥など

報告方法／所定の報告書に必要事項を記入し、川越家畜保健衛生所（〒350-0837 川越市石田152）へ郵送またはファックス

FAX 049-226-9653

※報告書は、川越家畜保健衛生所（ホームページからも入手可）または産業振興課にあります。

つきいち～臨時農産物直売所～

問合せ／産業振興課 ☎243

市役所臨時農産物直売所は毎月第3火曜に開設します。富士見市産の新米・新鮮野菜・加工品などを販売します。

※レジ袋削減のため、買い物袋をお持ちください。

とき／1月15日(火)
午前10時～午後1時

場所／市役所1階ロビー

販売者／富士見市農業研究団体連絡協議会

